

## 【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：伊 藤 健一郎  
学位の種類：博士（国際関係学）  
学位授与年月日：2017年3月31日  
博士論文の題名：  
追悼から遠く離れて：反-戦後イデオロギー  
の台頭と靖国神社をめぐる言説の推移  
審査委員：山下 範久（主査）  
中本真生子  
五野井郁夫（高千穂大学  
経営学部教授）

### <論文内容の要旨>

本論文は、「靖国問題」が政治化される言説構造の変容を歴史社会的に分析する作品である。「靖国問題」の言説は、戦後、戦没者追悼の是非や在り方の問題として構成されたが、1970年代後半から1990年代初めの時期一本論文では「長い80年代」と呼ばれる一を移行期として、戦没者追悼をめぐる公論の性格が空洞化し、「人権」、「平和主義」、「民主主義」といった「戦後の価値」の記号に対してシニカルな相対化を仕掛けるゲームへ政治的コミュニケーションを囲い込むためのプラットフォームへと変質した。

まず序論では先行研究の整理を行い、一方で靖国神社をめぐる政治に関する歴史的研究の蓄積と、他方で靖国神社を重要なシンボルとして利用する近年の日本における排外主義に関する社会学的研究の蓄積とが接合の枠組みを持たず、ゆえに「靖国問題」をめぐる議論が学術的次元でも公論的次元でもディスコミュニケーションに陥っていることが指摘され、論文の目的としてそのようなディスコミュニケーションの源泉である「靖国問題」言説の変質を歴史社会的に分節化することが述べられている。

以下論文は、時代順に構成されており、

第一章では、「靖国神社問題」の構築の前史として占領期から1950年代末における靖国神社をめぐる政治的、社会的状況が記述されている。特に、神道指令が神道を「国体カルト」とは別のものとして扱う認識を前提としていたこと、他方で靖国神社側では戦争責任について反省の契機を欠いていたこと、メディアに表出する国民感情として戦争についての被害者意識が強く、加害者意識が欠落していること、戦後社会において戦没者・戦没者遺族に対する社会的承認を求める声に対して、政府も靖国神社も必ずしも当事者本位には応答してこなかったことが指摘される。

第二章では、1960年代から1970年代初頭にかけての靖国問題の展開が論じられ、橋川文三、安田武などの戦中派の追悼論を中心に、戦没者追悼をめぐる言説構造の分析が行われている。戦中派による追悼論の核には、大量死のなかで自分が生き残ったことの偶然性、そしてそれと表裏一体となった戦没者に対する後ろめたさがある。それは、戦死の意味付け—特に権力による意味付け—に対する徹底的な拒否として表現される。本章では続けてこの戦中派的批判意識から見た三つの緊張関係が論じられている。すなわち第一は政府主導の追悼がもつ欺瞞性の拒絶および戦没者遺族の持つ素朴な追悼意識に対するアンビバレンス、第二は（「わだつみ像破壊事件」に代表される）戦後世代からの「加害責任」の告発と戦争経験の継承の断絶に対する当惑が指摘され、そして第三に「大東亜戦争」を肯定する歴史修正主義が、戦後の価値に対する呪詛の言説と表裏一体になって、戦中派の批判意識を押し流し、反-戦後イデオロギーを準備したことが示される。70年代初頭において、この反-戦後イデオロギーは依然として狭い保守的なサークル内の言説でしかなかったが、すでに当時において大きく広が

りつつあった戦争責任／歴史認識への無関心が、反-戦後イデオロギーによる戦中派的批判意識の失効の下からの条件を用意していたことが論じられている。

第三章では、著者が「長い80年代」と呼ぶ1970年代後半から1990年代初頭の転換期が論じられる。本章ではまず前半で、三木武夫の「私人参拝」、1978年のA級戦犯合祀、中曽根康弘公式参拝という一連の流れのなかで、「靖国問題」が賛否両論のある論争的言説の型にはめられていったことが示される。つづいて後半では、消費社会の定着による個人化の進展が、相対主義を基準とする言説編成を引き起こしたことに触れたうえで、「従軍慰安婦」問題と（湾岸戦争時の国際貢献論に端を発する）「平和ボケ」論というふたつの重要なフォーカル・ポイントを介して、論争化した「靖国問題」が制度化される過程が分析されている。その分析を通じて、「人権」、「平和主義」、「民主主義」といった「戦後の価値」の記号が持つ正統性が表層の水準では安定している一方で、背後でそうした価値を相対化する修辭が言説構造の重心をシフトさせたことが示されている。結果、戦中派的な批判意識は言説構造の外部へと括りだされることになった。

第四章および第五章では、反-戦後イデオロギーによる「靖国問題」の略取が決定づけられる1990年代半ば以降の過程が分析される。第四章では、特に歴史認識と歴史修正主義の問題が論じられる。「大東亜戦争」の肯定と「東京裁判史観」の相対化という歴史修正主義の基本的なロジックは、前章までの分析のとおり、すでに1970年代までに保守論壇の内部においては一定の定式化が完成していたが、本章では、1993年の下野にとまって自民党内で（特に同党の「歴史・検討委員会」および橋本内閣のもの「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」

の活動を通じて）こうした保守的歴史認識／歴史修正主義が主流化していく過程を跡付けるとともに、村上龍、小林よしのり、大塚英志らのテキストを取り上げ、サブカルチャーのレベルでの歴史修正主義のロジックの拡散が論じられている。特にサブカルチャーのレベルでの歴史修正主義は、消費社会的相対主義を土壤に、既存の安定的な規範に即した「正しさ」をディベート化し、歴史から切断された相対主義的な土俵で、修辭的・見世物的な水準でパフォーマンスを競うゲーム—著者はこれを「ディベート的言説空間」と呼ぶ—へと歴史認識の問題を囲い込む効果を持った。

同章ではさらに、加藤典洋の『敗戦後論』とそれに対する高橋哲哉の批判を取り上げ、国境を越えて連帯すべき自立した個人の立場から国民国家のもつ暴力性への批判するある意味で徹底した「戦後」的価値からの高橋による批判が、ディベート的言説空間においてもつ政治的限界を分析し、むしろ加藤の議論のなかに、そうしたディベート的言説空間の外部に括りだされた戦中派的批判意識の継受を見出す視点を提示している。

第五章では、1990年代末以降、特に小泉純一郎政権、および第一次・第二次の安倍晋三政権における反-戦後イデオロギーの拡散と新しい排外主義との関連が論じられている。この時期には、一方で「国益」（ナショナル・インタレスト）の言語としてのパワーポリティクスの修辭が反-戦後イデオロギーによる「靖国問題」の略取をさらに進め、他方ではインターネットやソーシャル・ネットワーク・メディアへのディベート的言説空間の拡散が生じるなかで、靖国神社のアイコン化が進み、「靖国問題」が戦没者追悼の問題から遠く離れて、より一般的な排外主義の修辭系にディベート化されたディス／コミュニケーションを囲い込む

際のプラットフォームに変質させられたことが論じられている。そこでは「英霊」がディベートにおいて排外主義的主張の正しさを保証する切り札の機能を帯びることが確認されている。

最後に本論文は結論として、「靖国問題」が、戦後の価値と戦没者追悼の接合に成功しないまま、ディベート化によってその公論的意義を喪失したことが、アイコンとしての靖国神社の反-戦後のイデオロギーによる略取へとつながったことを指摘し、戦後の価値の普遍性を取り戻すうえで、失効させられた戦中派の批判意識の現代的な解釈がひとつの回路を提供することを示唆して閉じられている。

#### 〈論文審査結果の要旨〉

論文審査の結果、審査委員会は、本学位請求論文を以下の三つの点で高く評価した。

①「長い80年代」以前の「靖国問題」言説について、系譜学的なアプローチによって、新たな再評価の視座を提示し、特に戦中派の追悼論が持っていた批判的意義を、現代的な文脈への接続可能性とともに示したこと。

②「靖国問題」をひとつの焦点とする今日の排外主義的言説の起源を、反-戦後イデオロギーとディベート的言説空間との相互強化的な過程として描き出し、靖国神社をめぐる従来の歴史学的研究と新しい排外主義をめぐる社会学的分析のあいだを架橋して、問題状況を歴史化する見方を提示したこと。

③「靖国問題」の変質を、単に言説内部の記号の布置の変化としてではなく、言説空間そのものの機能の変化において通時的にとらえることで、再帰的近代化論の系から導かれる（シニシズムを介した）市民社会の劣化の主題に対する、歴史社会学的貢献を提供していること。

以上三つの成果は、「靖国問題」をめぐる従来の研究の蓄積において閑却されていた主題に光を当てるだけではなく、ディシプリナリな盲点に入る視点を体系的に導入するものであり、その意味で特に高く評価されるものである。

また外部審査委員の五野井郁夫氏は、既存の「靖国問題」への社会科学のアプローチが、右派言説の外在的／批判的分析に概ね終始したのに対して、史料の博捜を通じて実現された系譜学的アプローチの徹底によって、右派および左派言説の原型が従来考えられていたよりも過去にさかのぼっての同定に成功していることの意義を指摘した。

他方、審査委員からは、特に「長い80年代」の以降の分析において、分析対象となるテキストの幅と厚みによっては、論文の主張がより明確に支持されたのではないか、戦中派の批判意識の現代的再評価にあたって、その射程の提示をさらに明確にすることも可能であったのではないか、また逆に分析の範囲をさらに過去にさかのぼらせ、靖国神社と近代国民国家のより根源的な暴力性の問題も考慮されるべきであったのではないかといった指摘があり、本論文にはさらに展開の可能性が遺された論点があることが課題として挙げられた。しかしこうした課題は、本論文が提供する新たな知見が、「靖国問題」の歴史的・思想史的研究、および現代的排外主義の社会科学的分析にもたらす貢献の価値を損なうものではなく、むしろ本論文が切り開いた視座の可能性の大きさを示すものとして、その成果は大きいと認識する点で審査委員全員の意見は一致し、本論文は課程博士学位を授与するに相応しいと評価した。

なお、形式的な要件についても本論文は基準を満たしている。本文は32万字を超えており、十分なボリュームがある。注や文

献リストも適切に配置されている。論文の構成も、「靖国問題」が政治化される言説構造の変容を歴史社会的に分析するという目的に沿って、体系的に各章が組み立てられ、全体として一貫性がある。

<試験または学力確認の結果の要旨>

2017年1月10日(火)、13時から14時30分まで恒心館735号にて本論文に対する公開審査会が行われた。審査会では、申請者による論文内容の概要の報告があり、続けて3人の審査委員による質疑応答が行われた。主な質問として、靖国神社の持つ国家のイデオロギー装置としての本質的な機能はどのように評価されるのか、加藤・高橋論争について、加藤が引用する大岡昇平のテキストの解釈は、大岡の問題意識のともとの文脈に即した場合、異なる側面があるのではないかと、ディベート的言説空間が拡大する過程には権力のプラグマティズムの介在はなかったか、またそれを考慮に入れた場合、戦中派的批判意識の評価は変わるのではないかとといった論点が挙げられた。

これらの質問に対して申請者からは、①歴史的に見た場合、靖国神社が近代国民国家のイデオロギー装置に組み込まれていたことは疑いがなく、その意味ではナショナルな戦没者追悼の持つ原理的な排他性は分析の前提として確認されているが、系譜学的分析から析出する「長い80年代」以前の戦中派的批判意識は、それ自体においてというよりも、その文脈を越え出る潜在的な可能性において評価されたものであること、

②加藤・高橋論争の本論文における位置づけは、ディベート化された「靖国問題」による靖国批判言説の無力化のメカニズムを論じるものであったことから、分析に限定が生じたことを認めつつ、大岡昇平ら本論文が主題化した戦中派とは異なる、いわば日本の外の視点を持つ戦中派からの靖国批判の論理の分析については今後の課題となること、③「権力のプラグマティズム」とよぶべきものが、ディベート的言説空間の構成に寄与したことは確かであると思われ、本論文から引き出されうる政治的インプリケーションには影響がある可能性は認められるが、少なくとも、「靖国問題」の言説空間の構造転換についての本論文の主張に本質的な影響を与えるものではないという趣旨の応答があり、審査委員会は一致してこれを適切な応答と評価した。

最後に、審査員からは、特に「長い80年代」以降の分析について資料面での分析の厚みを増すことと、追悼の問題と戦争責任の問題を再分節化する理論枠組みの彫琢が今後の課題として示され、それを本論文の出版準備の際に重視していく方針が確認された。この展望とともに、審査員は、本論文提出者が十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有しているという判断で全員が一致した。

以上を踏まえ、当委員会では、論文審査および質疑応答の結果、本学学位規定第18条1項に該当することを確認し、伊藤健一郎氏に「博士(国際関係学、立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断した。

## 【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：円 城 由美子  
学 位 の 種 類：博士（国際関係学）  
学位授与年月日：2017年9月25日  
博士論文の題名：  
戦後イラクの平和構築におけるジェンダー  
の主流化——女性をめぐる米国の政策と社  
会的影響を中心に——  
審 査 委 員：末近 浩太（主査）  
                    本名 純  
                    山尾 大（九州大学比  
                    較社会文化研究院 准教  
                    授）

### <論文内容の要旨>

本研究の目的は、2003年の米英主導によるイラク攻撃（以下イラク戦争）後の平和構築の実態を、特に女性をめぐる政策とその帰結から分析することである。その際に、平和構築における「ジェンダーの主流化」という新しい視角を用いた点に画期性を認めることができる。

「ジェンダーの主流化」とは、近年、主に国連が中心となって提唱してきた概念である。それは、本論文で取り扱う2003年のイラク戦争における米国による一連の政策に見られたように、現地の女性の保護や支援をアジェンダとして掲げたものであり、平和構築のためのアプローチの1つとして位置付けられてきた。平和構築におけるジェンダーの平等を目指すこのアプローチは、冷戦終結後の1990年代以降、地域紛争の増加に伴い女性の暴力被害が増加したこと、さらに、平和構築活動において女性がその実践から疎外されていることが問題視されたことから、国連をはじめ国際社会で重要視されてきた。

本研究では、女性の保護や支援をアジェンダに掲げた米国のイラク占領統治を平和

構築における「ジェンダーの主流化」の一事例と捉え、女性支援の政策形成の経緯や目的、政策実施の実態、関係するアクターの行動およびその女性への影響の分析が行われた。具体的には、フセイン大統領時代の女性政策の変遷、戦後の実効支配者となった米国の女性政策、政治闘争の主体となった宗派組織による女性の扱い、エリート層女性の政治・社会環境、伝統と民主化の軋轢の末の女性の周縁化という複数の側面から、女性をとりまく環境の実態およびその発生プロセスを多角的に検討がなされている。

第1章では、紛争と女性との結びつき、および平和構築における「ジェンダーの主流化」についてのこれまでの議論を整理・類型化した。そこで浮き彫りになった諸課題は、①「ジェンダーの主流化」研究におけるアフリカ地域への偏重と②イラク戦争に関するジェンダーの視点の不足の2つに集約できる。これを踏まえ、本研究の目的は、①「ジェンダーの主流化」の一事例としてのイラクについての実証研究、②イラク戦争および占領統治政策の功罪に対するジェンダーの視点からの客観的評価、③イラク戦争後のイラク女性を取り巻く社会状況の実態解明、とされた。

第2章では、イラク戦争後の「ジェンダーの主流化」が実施状況を明らかにするために、その前史として、フセイン大統領時代の女性政策および女性を取り巻く状況を論究した。そこで、まず、フセイン大統領の女性観について、そのスピーチおよび自らの筆による5つの論考を分析した。そこで繰り返し掲げられていた「女性の解放」とは、1968年にフセイン大統領が発表した「新たな自由社会の建設」の1つとして位置付けられており、家父長制や宗派・部族の教えを重視する「反革命的な動き」への対策には時間がかかるとしながらも、「自由」で「解

放」された近代的な女性を目指すことが謳われた。しかし、現実の政策を見ると、この「国家フェミニズム」は、結局のところ「女性の国家事業への動員政策」に過ぎず、例えば、福祉政策の充実化を通して社会参加を促し、また、イラン・イラク戦争や湾岸戦争時には出産を奨励し、その後の経済制裁時には家に留まることを強いるなど、フセイン大統領による恣意的なものに過ぎなかった事実が浮き彫りになった。

第3章では、米国のプッシュ政権による対イラク政策を取りあげ、イラク戦争開始以前の段階で女性政策がアジェンダとして浮上した経緯と、戦後の女性政策の実態を検証した。米国は、戦前、開戦理由の1つとして、亡命イラク人女性を旧政権の被害者として「解放」すること、そして、戦後は女性を復興の中心に据えることを世界に訴えた。しかし、この女性支援プログラムはイラク人女性の日々のニーズに応えられなかったことから先細りし、悪化する治安への対策の後景へと退いていった。さらに、米国内での国務省、国防総省と連合局暫定当局(CPA)のブレマー長官との現状認識の違いや占領統治をめぐる主導権争いが、女性支援プログラムを混乱させていったことが明らかになった。

第4章では、イスラーム主義勢力を主体とした宗派間の政治闘争の激化と米国の武力を用いた介入(治安維持活動)の拡大のなかで、女性を取り巻く状況が大きく変化していった様子を描き出した。イラク国内での政治闘争は、2004年以降暴力化・軍事化が進行し、内戦にまで発展した。影響力を拡大したイスラーム主義諸勢力は、女性への宗教的戒律の適用を推進するようになり、自らが帰属する宗派内の女性への管理を強化する一方で、敵対する宗派の女性に対しては性暴力を含む苛烈な弾圧を行った。内戦の推移および時間の経過とともに敵対

する勢力間のパワーバランスは変化したものの、イラク女性は恒常的に暴力を受ける対象であり続けたことが浮き彫りにされた。

第5章および第6章では、イラク女性の「主体的行動」、すなわち、女性自身の営みを取り上げられた。

第5章では、彼女たちの「政治的」および「社会的」な営みを検証した。まず、「政治的」な営みとしては、イラク統治評議会において、女性が象徴的に評議員に選出されるものの、実質的な貢献が求められることがなく、象徴的な扱いを受けていたことが明らかになった。さらに、各種法整備における議論では、イスラーム主義勢力の保守的な女性と世俗的な女性議員とのあいだの「女性観」をめぐる軋轢が顕在化し、結果的に女性政策は混乱の様相を呈することとなった。他方、「社会的」な営みとしては、女性たちが自ら主体的に活動に関わっていた複数のNGOの動きに注目し、亡命イラク人と国内在住イラク人の組織の動きを比較しながら、イラク女性の「主体的行動」の実態を解明した。そこでは、前者については、資金規模は大きいものの国内在住イラク女性への支援が行き届かない、他方、後者では、支援は行き届くものの資金規模が小さいためにニーズに応えきれないという、それぞれ異なるジレンマが存在することが確認された。

第6章では、もう1つの女性の「主体的行動」として、女性の家族からの「逃避」を取り上げた。第5章では、国家のフォーマルな制度やNGOにおける女性の営みを検証したが、本章では、そこから「周縁化」された女性たちを分析の俎上に乗せた。紛争中および紛争後に人身取引がイラク国内で横行していくなか、①「名誉殺人」という歴史文化的要因、②女性の性的被害という社会的要因、③米国による新自由主義政策および女性の処遇という占領統治の政治

的要因の3つが重なり合うことで、多くのイラク女性がいわば三重の苦難に直面したことが明らかになった。具体的には、女性たちは、「主体的行動」として、性に関わる「名誉殺人」からの「逃避」を選択したが、米国からも保護されず、結局は人身取引の対象となるケースが見られた。

最終章では、結論として、米国による「ジェンダーの主流化」が失敗であったとの評価を行い、その評価の根拠について、本論文の内容をあらためて踏まえながら提示された。失敗の根拠とは、端的に言えば、米国主導で戦後イラクに導入された西洋的な法制度や価値観が、イラク社会を長年支えてきた慣習と当時の社会状況と関係を取り結ぶことで、イラク女性が激しい暴力を含む戦前よりも過酷な状況に直面するという、予期せぬ事態を生み出したということに求めることができる。

イラク社会を長年支えてきた慣習と当時の社会状況は、次の5点に集約できる。①フセイン政権下で女性の社会進出が進められていたこと、②イラン・イラク戦争、湾岸戦争、国連の経済制裁を経て社会が疲弊していたこと、③宗教および部族の保守派にとって、西洋的な価値観に基づいた女性の社会進出や男女の平等は容易には受け入れられなかったこと、④戦後の占領統治期にスンナ派とシーア派のあいだの政治闘争の激化の結果、宗教の戒律を女性に強いるケースが増加したこと、⑤性的暴行の被害となることイラクの伝統では「名誉殺人」の対象となったこと、であった。

つまるところ、米国主導の平和構築における「ジェンダーの主流化」において、こうしたイラク側の事情は十分に考慮されていなかったと言える。その結果、社会進出を果たしていた女性は米国的もしくは西洋的として反米勢力の攻撃の対象となった。また、宗派間の対立の激化およびそれに伴

う宗教的な保守化の進展により、女性は敵対する宗派からも自ら属する宗派からも攻撃されることとなった。こうして、米国によって「解放」されたはずのイラク女性は、激しい暴力に晒され、家庭内に閉じこもらざるを得なくなってしまった。

このことが示唆するのは、西洋的価値観に基づいた女性の社会進出や男女の平等を目指して導入される諸政策、とりわけ民主化の名の下に導入された諸政策が、平和構築の政策決定者の意図に反した結果を招く可能性を有することである。これを回避するためには、「ジェンダーの主流化」の観点から言えば、平和構築を行う主体が、①戦争前の当該国の状況および女性の置かれていた地位や女性政策を把握すること、および、②女性の社会進出や意思決定プロセスへの女性参加の持つ社会的意味を慎重に吟味してから実行に移す必要がある。換言すれば、本論文は、イラク戦争とは、事前にこうした十分な検討が行われずに平和構築が行われた場合に起こり得る事態を、女性を手がかりに示したものであると言えよう。

#### 〈論文審査の結果の要旨〉

本論文のテーマは、2003年イラク戦争が終結した後のイラク国家再建のプロセスにおいて、米国の占領統治がどのような女性支援政策を打ち出し、それがどう変化し、その結果、どのような影響をイラク女性に与えたのかについて分析したものである。「女性支援」という政策アジェンダを掲げた米国の占領統治を、平和構築における「ジェンダーの主流化」の事例と捉え、その政策が徐々に形骸化していく実態や、そのインパクトを明らかにする本論文は、現代イラク研究のみならず、紛争研究や平和構築論への貢献という学問的意義を有すると評価できる。

本論文は、上記のテーマ設定について、6

つの視点から多角的に論究するスタイルを採用することで、博士論文としての体系性を担保している。第一に平和構築における「ジェンダーの主流化」という政策の視点、第二にフセイン政権下での女性の社会的地位という歴史の視点、第三に米国の占領統治下の女性政策という国際介入の視点、第四にイラク国内の宗派集団間の紛争で暴力の犠牲になる女性という視点、第五にフセイン政権崩壊後のイラク女性の政界・社会進出の視点、そして第六にイラク女性の人身取引の深刻化という犯罪の視点、である。

本論文の画期性・新規性については、第1章における先行研究に関する記述（レビュー）を通して明確にされていると思われる。平和構築とジェンダーの関係、そして、イラク戦争に関する地域研究の主要な先行研究をサーベイし、①平和構築における「ジェンダーの主流化」に関する研究では研究対象に地域的偏りがある点、②イラク紛争研究に関しては女性を焦点にした研究が不足している点を指摘し、本研究は、その両方のギャップを埋めるものとして位置づけることで、画期性・新規性を打ち出している。

その論旨は、米国による戦争および占領統治がイラクに持ち込んだ女性支援政策および女性のアジェンダ化が、いかにローカルな政治的・社会的な力学に阻まれて形骸化し、それによって女性の立場がより脆弱になっている、というものである。これは、言い換えれば、戦後のイラクにおいて、国際社会が表面的な「民主国家」を樹立することで平和構築の成功をアピールするなか、その陰で生じていた「成功の犠牲」を明らかにしたものであると言える。それこそがイラク女性の苦難であり、この「成功の犠牲」を可視化し、画一的な平和構築政策がもたらす負の側面を批判的に分析した点に大きな独創性があると評価できる。

エビデンスについては、現地語であるアラビア語の資料が使われていないことや問題があると言えるかもしれないが、半面、本論文のテーマである平和構築とジェンダーの関係であれば、英語で入手できる資料だけでもかなりの蓄積があり、学術的にはそのサーベイだけで十分な議論を組み立てることができていると評価できる。英語資料については広範囲に収集されており、フセイン大統領のスピーチや論考、米国政府の報告書、米国の政策担当者の回顧録、国連イラク支援諸組織の報告書、国際NGOの分析レポート、イラク人女性ジャーナリストの報告などが用いられている。本論文では、これらを丹念に読み込み、データを抽出し、実証的に女性支援の政策が形骸化しているプロセスが客観的かつ明確に分析・解釈されており、そこから平和構築における「ジェンダーの主流化」がイラクにおいて失敗するロジックを浮き彫りにすることに成功している。

形式的要件については、本文が105頁（126000字程度）、文献リストを含めると116頁からなり、また、序章と結論を含めて8章で構成されており、課程博士論文としての分量は十分である。書式、注記、文献リストにも統一性がある。これらのことから、形式的要件を満たしていると判断された。

今後の課題としては、平和構築の対象となる国の固有性を考慮することが、そこで暮らす女性たちにとって本当に良い結果をもたらすのかどうか、イラクだけでなく、他の国や地域を扱った実証研究と対比・参照することで、検証する必要があるとの指摘があった。それは、本論文の結論部分の一般化・理論化に向けて前進するために、不可欠な作業であると思われる。

以上の諸点については、公聴会において口頭であらためて確認され、本論文は、博

士学位論文としての学術的水準と形式要件を十分に満たしていると判断された。

〈試験または学力確認の結果の要旨〉

本論文の公聴会は、2017年7月12日（水）18時から19時30分まで、立命館大学衣笠キャンパス諒友館3階837教室で行われた。審査会では、申請者による論文内容の概要報告の後、3名の審査委員からの質疑応答が行われた。

質疑応答では、各審査員から本論文の結論、すなわち、イラク社会の固有性への配慮を欠いたため、米国主導の「ジェンダーの主流化」政策が女性を苦境に追いやったとする議論の妥当性について、次の2点から質問がなされた。第1に、他の国や地域において同様の政策の成否を分けたのが当該社会の固有性であったのかどうか、第2に、イラク社会の固有性はもとより同政策を受け入れる余地がなかったのかどうか、である。これに対して、申請者は、イラク

に関しては、「ジェンダーの主流化」がイラク固有の宗教的・部族的な保守主義と融和する可能性があったにもかかわらず、治安の悪化や占領政策の杜撰さが社会的にも政策的にも様々な問題を生み出し、いわば偶然が重なることで女性を苦境へと追いやってしまったものと説明された。これを踏まえて、政策的インプリケーションとして、イラク社会の固有性を踏まえたジェンダー政策とはどのようなものかという質問に対しては、イラク内外の女性たちの主体的・自律的な選択を活性化させることで、イラク的な事情と外部からもたらされた「ジェンダーの主流化」が最適化される可能性があった、との回答がなされた。

本審査委員会では、論文審査および質疑応答の結果、本学学位規程第18条第1項に該当することを確認し、円城由美子氏に、「博士（国際関係学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると結論された。

## 【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：ムハマド ハリピン  
MUHAMAD HARIPIN  
学位の種類：博士（国際関係学）  
学位授与年月日：2017年9月25日  
博士論文の題名：  
Military Operations Other Than Warfare  
and Problems of Military Professionalism  
in Democratizing Indonesia（民主化インドネシアにおける「戦争以外の軍事作戦」と軍事的プロフェッショナリズムに関する問題）  
審査委員：本名 純（主査）  
足立 研幾  
岡本 正明（京都大学東南アジア地域研究研究所教授）

### <論文内容の要旨>

#### ①論文の構成

本学位請求論文は、現代インドネシアにおける国軍の政治関与に関する実証研究であり、とりわけ「戦争以外の軍事作戦」（MOOTW）という比較的新しい安全保障ドクトリンの名の下で推進されてきた様々な国際活動（国連平和維持活動 [PKO] や人道支援・災害救援 [HA/DR]、対テロ作戦 [CT]）の政治作用を分析するものである。まず第1章で、ポスト・スハルト時代（1998-）における政治の民主化、軍事的プロフェッショナリズム、MOOTWなどの主要概念についての整理が行われ、第2章ではインドネシアの民主化と文民統制の展開が歴史的に分析されている。続く第3章から第5章までがMOOTWの事例研究であり、具体的にはPKO（第3章）、HA/DR（第4章）、CT（第5章）が分析されている。終章に当たる第6章では、軍がMOOTWを進めているのは既得権益の保持を正当化させる狙い

があるという政治力学を議論している。

#### ②論文内容の要旨

先行研究の多くは、ポスト権威主義国における国軍のPKOやHA/DRやCTなどの国際活動が、軍事的プロフェッショナリズムを向上させ、国軍の「脱政治化」に寄与すると議論してきた。本論文は、こうした議論に批判的であり、インドネシアの場合、国軍は逆にMOOTW活動を通じて、権威主義時代から温存する自らの「既得権益」を正当化させる論理を開発し、その社会的認知に成功しつつあると議論する。その既得権益とは国軍の「領域コマンド体制」に他ならず、この全国の村レベルにまで張り巡らされた地方軍司令部が、各地で政治力を行使しビジネス利権を謳歌してきた。その体制の持続は軍事的プロフェッショナリズムや文民統制の形骸化を意味しており、民主化定着期のインドネシアに内在する政軍関係の矛盾であると本論文は主張している。

### <論文審査の結果の要旨>

#### ①論文の特徴

本論文の最大の特徴は、これまで政治の文脈で議論されることのなかったインドネシア国軍のMOOTWに着目し、その国際活動の拡大が実は政治的インパクトを持っていることを実証的に明らかにした点にある。なぜ同国の場合、MOOTWへの積極関与が一般的に理解されているような軍事的プロフェッショナリズムの向上ではなく、むしろ、その形骸化や文民統制の弱体化につながるのか。その問いに迫るカギは「領域コマンド体制」にあると本論文は主張する。PKOやHA/DRなどの活動を積極的に進めるほど、国軍は、その成功の秘訣がインドネシア特有の「領域コマンド体制」にあるという論理を「再発見」し、その言説を強化し普及することで、市民社会や国会に根

強くあった軍組織に対する改革圧力を弱体化することに成功していると分析する。領域コマンド体制は、スハルト権威主義時代の遺産であり、市民弾圧のシンボルであったため、民主化後の市民社会勢力は、その廃止を強く要求してきた。その圧力を受けながら、国軍は常に領域コマンドは必要であると正当化し、既得権益の温存を図ろうとしてきた。その最も新しい正当化のテクニックがMOOTWに基づく「積極的国際主義」である、という独創的な議論を説得的に展開する点に本論文の大きな特徴がある。

## ②論文の評価

本論文はインドネシア政治研究の分野で大きな貢献であると評価する。第一に、インドネシアの政軍関係に関する先行研究は数多くあるものの、ユドヨノ政権期（2004-14）を本格的に分析するものはまだ皆無であり、本論文は世界的に先駆的な研究成果といえる。第二に国軍の内部文書を丹念に調査し、MOOTWの政策実施を分析するに留まらず、その政治的インプリケーションとして、国軍が領域コマンドの正当性を再生産している実態を浮き彫りにすることで、「国軍政治の新しい形態」を描いており、この独創性は大きな貢献であると評価できる。

一方、公聴会で明らかになった課題もある。足立教授からは、PKO・HA/DR・CTの3事例だけでMOOTWを一般化できないという点や、3事例の共通性を意識するあまり、差異やグラデーションが見えてこないという点などが指摘された。また岡本教

授からも領域コマンドの日常活動が見えにくいという点や、予算や兵士数の分析が加わるとよい等の指摘があった。また本名からも、領域コマンドを強化したい陸軍に対して海軍や空軍の立場が不明である点などが指摘された。それら全ての指摘を本論文の出版過程に反映させていくことで合意した。

いずれにせよ、本論文は現代インドネシアにおける新しい国軍政治の力学を解明するものであり、インドネシア地域研究の発展に大きく貢献するものである。また明示的ではないものの、MOOTWの政治作用という他国においても比較考察に値する視座を提供しており、それは国際政治学や安全保障研究の分野への広がりを持つものである。

以上の評価にもとづき、審査委員会の審査結果として、本論文は博士学位を授与するにふさわしいものとして、博士の学位の授与を一致して認めた。

## 〈試験または学力確認の結果の要旨〉

本論文の公聴会は2017年7月10日（月）9時から10時30分まで恒心館733教室で行われた。主査および副査からなる審査会は、論文審査および公聴会での質疑応答を通じて、MUHAMAD HARIPIN氏が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。その上で、審査委員会は、本学学位規定第18条1項に基づいて、博士（国際関係学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断した。

